

本第一次募集要項は，平成16年6月18日公表後，質問・回答等を踏まえ修正したものです。

**（仮称）浜松市新清掃工場・新水泳場
整備運営事業**

第一次募集要項

平成16年7月15日

浜 松 市

目 次

第1章	募集要項の定義.....	1
第2章	対象事業の概要.....	2
第1節	事業名称.....	2
第2節	対象となる公共施設等の種類.....	2
第3節	公共施設等の管理者等の名称.....	2
第4節	本事業の概要.....	2
第5節	事業の内容.....	2
1	事業方式.....	2
2	契約の形態.....	3
第6節	事業期間等.....	3
1	事業期間.....	3
2	事業のスケジュール.....	3
第7節	事業期間終了後の措置.....	4
第8節	事業者の業務範囲.....	4
1	清掃工場の設計.....	4
2	清掃工場の建設工事.....	4
3	清掃工場の運営・維持管理.....	4
4	水泳場の設計.....	4
5	水泳場の建設工事.....	5
6	水泳場の運営.....	5
7	水泳場の維持管理.....	5
第9節	本市が行う業務.....	6
1	本施設の設計・建設に関する業務.....	6
2	本施設の運営・維持管理に関する業務.....	6
第10節	計画地の概要.....	6
1	建設場所.....	6
2	事業対象区域面積.....	6
3	立地条件.....	7
第11節	施設の概要.....	7
1	清掃工場.....	7
2	水泳場.....	8
第12節	施設整備の基本方針.....	9
1	清掃工場.....	9
2	水泳場.....	9
第13節	清掃工場の余熱利用について.....	10
第14節	清掃工場で発生するスラグ等の取扱いについて.....	11
1	スラグの取扱い.....	11
2	金属類の取扱い.....	11
3	飛灰の取扱い.....	11
第15節	水泳場の位置づけ.....	11

第16節	水泳場におけるサービス提供の基本的な考え方	11
1	水泳場の利用形態について	11
2	事業者による独自の提案プログラムについての考え方	12
3	安全と衛生の管理についての考え方	12
第17節	法令等の遵守	12
第18節	本市が適用を予定している補助金について	13
第3章	応募要件等	14
第1節	応募者の構成等	14
第2節	応募者の構成員の基本的要件	14
第3節	各業務を行う者の要件	14
1	清掃工場の設計を行う者の要件	14
2	清掃工場の建築物の建設を行う者の要件	14
3	清掃工場のプラントの建設を行う者の要件	15
4	清掃工場の運営・維持管理を行う者の要件	15
5	水泳場の設計を行う者の要件	16
6	水泳場の建設を行う者の要件	16
7	水泳場の運営を行う者の要件	17
8	水泳場の維持管理を行う者の要件	17
第4節	応募者の構成員の制限	17
第5節	参加資格の確認	18
第6節	応募に関する留意事項	18
1	募集要項の承諾	18
2	費用負担	18
3	提出書類の取扱い・著作権	18
4	本市からの提示資料の取扱い	18
5	応募者の複数提案の禁止	18
6	提出書類の変更禁止	19
7	使用言語及び単位	19
第7節	募集・選定手続き	19
1	日程	19
2	手続き	19
3	募集手続きについての本市の担当窓口	21
第4章	審査及び選定に関する事項	22
第1節	P F I 専門委員会の設置	22
第2節	審査の手順及び方法	22
1	第一次審査	22
2	第二次審査	22
3	審査事項	23
4	審査結果の通知及び公表	23
第5章	事業実施に関する事項	24
第1節	事業者の収入と本市の支払う対価	24
1	事業者の収入	24

2	本市の支払う対価	25
第2節	債権の取扱い	27
1	債権の譲渡	27
2	債権への担保権設定	27
第3節	本市による事業の実施状況，サービス水準の監視	28
1	維持管理業務及び運営業務のモニタリング	28
2	サービス購入料の減額等	28
3	事業期間終了の引継ぎ時	28
第4節	用地の取得について	28
第5節	保険	28
第6節	本市と事業者の責任分担	28
第7節	財務書類の提出	29
第8節	事業者の構成員の役割	29
第9節	誠実な業務遂行義務	29
第6章	契約に関する事項	30
第1節	契約手続き	30
第2節	契約の枠組み	30
1	契約の種類と契約当事者	30
2	締結時期	30
3	契約期間	30
第3節	S P C の設立	31
1	S P C の設立	31
2	S P C への出資	31
第4節	事業者の事業契約上の地位	31
第5節	契約保証金	31
1	建設期間における保証	31
2	運営期間における保証	31
第7章	提出書類	32
第1節	参加表明書・参加資格確認書類・第一次提案書提出時	32
1	参加表明書・参加資格確認書類	32
2	第一次提案書類	32
第2節	第二次提案書類提出時	33
1	提案提出届	33
2	清掃工場設計・建設業務提案書	33
3	水泳場設計・建設業務提案書	33
4	清掃工場運営・維持管理業務提案書	33
5	水泳場運営・維持管理業務提案書	33
6	事業計画提案書	33
第3節	応募辞退時の提出書類	33
第8章	提案書作成要領（第一次提案）	33
第9章	配布資料	34
第1節	募集要項	34

第2節	別添資料.....	34
第3節	別途公表資料.....	34
別紙	事業スキーム図.....	35
別紙	本事業において本市が事業者を支払う対価について.....	36
別紙	サービス購入料等の改定について.....	37
1	物価変動による改定.....	37
2	消費税及び地方消費税の改正による改定.....	37
別紙	モニタリングとサービス購入料の減額等の措置について.....	38
1	モニタリング.....	38
2	サービス購入料の減額方法.....	38

第1章 募集要項の定義

浜松市(以下「本市」という。)は、(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業(以下「本事業」という。)を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として実施するため平成16年1月23日に公表した「(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業 実施方針」(以下「実施方針」という。)並びに実施方針に対する質問・意見を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、平成16年3月16日、本事業を「特定事業」として選定した。

本募集要項は、本市が本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり配布するものである。

本募集要項に添付する「設計・建設業務要求水準書」、「維持管理・運営業務要求水準書」、「事業者選定基準書」及び「様式集」と別途公表する「基本契約書(案)」、「建設工事請負契約書(案)」及び「運営・維持管理委託契約書(案)」は、本募集要項と一体のものとする。なお、本募集要項と実施方針に相違がある場合は、本募集要項の規定が優先するものとする。

第2章 対象事業の概要

第1節 事業名称

(仮称) 浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業

第2節 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設及び水泳場

第3節 公共施設等の管理者等の名称

浜松市長 北脇 保之

第4節 本事業の概要

本事業は、本市内で発生する可燃ごみ、本市内他清掃工場で発生する焼却灰、破碎施設・リサイクルプラザから搬入される可燃残渣、衛生工場から搬入されるし渣、公共下水道から搬入される汚泥・し渣等(以下「一般廃棄物等」という。)の適正な処理を行うため、(仮称)浜松市新清掃工場(以下「清掃工場」という。)を新設し運営を行うこと、及び清掃工場の余熱を利用した、国際大会が開催可能な広域的な競技スポーツ活動と市民の健康増進のための生涯スポーツ活動の拠点と位置づけられる(仮称)浜松市新水泳場(以下「水泳場」という。)を新設し運営を行うことを目的とする。

本市は、本事業において清掃工場及び水泳場(以下「本施設」という。)の整備、運営及び維持管理の業務を民間事業者に一括かつ長期的に実施させることにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が図られることを期待する。

第5節 事業の内容

1 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者(選定された応募者の構成員及び選定された応募者の構成員が本事業の運営及び維持管理業務を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(以下「SPC(Special Purpose Company)」という。)で構成される。以下「事業者」という。)が、本市の所有となる本施設について整備、運営及び維持管理を一括して受託する方式とする。

本施設は、本市が取得者となり所有する。ただし、水泳場の飲食・物販店舗の内装及び什器備品については、SPCが整備を行い事業期間中所有する。

2 契約の形態

本市は、事業者と、本事業について事業者の本施設の整備、運営及び維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、本市は、基本契約に基づき、本施設の建設に関し、事業者の構成員の一部が本施設の建設のために組成する特別共同企業体（以下「建設JV」という。ただし、「第3章 第3節 各業務を行う者の要件」に定める要件を満たし本施設の建設を1社で行い得る場合は、建設JVを組成する必要はない。この場合、以下「建設JV」を「建設企業」と読み替える。）と、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、本市は、基本契約に基づき、本施設の運営・維持管理に関し、SPCと本事業に係る運営・維持管理委託契約を締結する。（基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。）

建設JVは、事業者の構成員である本施設に係る設計業務を行う者と、設計業務委託契約を締結する。

本市は、優先交渉権者の選定後速やかに、上記の各契約の締結に関して優先交渉権者と「基本協定」（以下「基本協定」という。）を締結する。

第6節 事業期間等

1 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

整備期間 : 平成17年6月～平成21年3月（3年10ヶ月）
運営期間 : 平成21年4月～平成36年3月（15年間）

2 事業のスケジュール

本事業は、次のスケジュールにより実施する。

優先交渉権者の選定	平成17年1月
仮契約の締結	平成17年4月
契約議案の議会への提出	平成17年5月
特定事業契約の締結	平成17年5月
本施設の整備開始	平成17年6月
本施設の建設開始	平成18年7月以降
本施設の供用開始	平成21年4月
運営期間の終了	平成36年3月

第7節 事業期間終了後の措置

本市は、事業期間終了後も本施設を継続して公共の用に供する予定である。
事業期間終了時において、S P Cは、維持管理・運営業務 要求水準書(別添資料)
)に示す事業期間終了の引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、本施設を本市に引継ぐものとする。

水泳場の飲食・物販店舗については、基本的にS P Cの所有する内装及び什器備品を撤去して本市に引継ぐものとする。

第8節 事業者の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

1 清掃工場の設計

清掃工場の設計

その他関連業務(本市の補助金申請支援及び建設工事に係る許認可申請支援等)

2 清掃工場の建設工事

清掃工場用地の造成工事

清掃工場の建設工事

その他関連業務(建設J Vが行うべき近隣対応等¹⁾)

3 清掃工場の運営・維持管理

一般廃棄物等受入れ業務

清掃工場の運転管理業務

清掃工場の保守管理業務

清掃工場の情報管理業務

清掃工場の環境管理業務

清掃工場の修繕更新業務

余熱利用業務(発電及び熱供給)

スラグ等(スラグ, 金属類, 飛灰)の有効利用業務

その他関連業務(供用開始前業務, 見学者対応, 警備業務, 清掃業務, S P C
が行うべき近隣対応等²⁾)

4 水泳場の設計

水泳場の設計

その他関連業務(本市の補助金申請支援及び建設工事に係る許認可申請支援等)

5 水泳場の建設工事

水泳場用地の造成工事

水泳場の建設工事

その他関連業務（建設JVが行うべき近隣対応等¹）

6 水泳場の運営

水泳場利用者の受付業務

水泳場の安全監視業務

水泳場の環境管理業務

大会の開催支援業務

提案プログラム³提供業務

飲食・物販店舗の運営業務（店舗内装工事及び什器備品の整備を含む）

駐車場運営業務

その他関連業務（供用開始前業務，利用者アンケートの実施，SPCが行うべき近隣対応等²）

7 水泳場の維持管理

水泳場の保守管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 備品等保守管理業務
- ・ 屋外施設保守管理業務

水泳場の清掃業務

水泳場の警備業務

水泳場の修繕更新業務

植栽維持管理業務

駐車場管理業務

- 1 建設工事における「建設JVが行うべき近隣対応」とは、「浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」において規定される，設計者，工事施工者に課せられる責務とする。
また，近隣とは，「浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」第2条第2項第5項に規定される近隣関係住民とする。
- 2 運営等における「SPCが行うべき近隣対応」とは，SPCの実施する運営業務及び維持管理業務に係る近隣からの苦情等への対応及び処置とする。
また，近隣とは，「浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」第2条第2項第5項に規定される近隣関係住民とする。
- 3 提案プログラムとは，SPCが水泳場の施設を利用して自らの提案に基づき行う健康増進や初心者向けの水泳の習得等を目的とする有料のプログラムをいう。

第9節 本市が行う業務

1 本施設の設計・建設に関する業務

用地の取得

近隣同意の取得，近隣対応（本市が行うべきもの）

清掃工場の一般廃棄物処理施設の設置届出

清掃工場の環境影響評価手続き

清掃工場の整備計画書の作成・提出，国庫補助金申請手続き

水泳場の国庫補助金申請手続き

施設建設に伴う各種許認可の申請・取得

本施設の建設工事監理

用地外のインフラ整備（電気・上下水等の整備，周辺道路整備等）

その他これらを実施する上で必要な業務

2 本施設の運営・維持管理に関する業務

近隣対応（本市が行うべきもの）

契約管理（モニタリング）の実施

清掃工場への一般廃棄物等の搬入，スラグ等（SPCで有効利用できないもの）の引受け

清掃工場の見学者対応の支援

水泳場の大会等の開催及び開催支援

その他これらを実施する上で必要な業務

第10節 計画地の概要

1 建設場所

浜松市篠原町地内

2 事業対象区域面積

1) 清掃工場

69,262.60 m²（将来施設用地及び要求水準書に示す道路整備部分を含む）

2) 水泳場

37,842.68 m²（アクセス道路拡幅部含む）

3 立地条件

	清掃工場用地	水泳場用地
用途地域等	都市計画区域内市街化調整区域 用途地域指定無し	都市計画区域内市街化調整区域 用途地域指定無し 都市計画公園 第1種風致地区
容積率	200%	同左
建ぺい率	60%+10% 建築基準法第53条3項2号	同左
交通	東海道本線高塚駅から約2.2km 国道1号線浜名バイパス篠原ICから約0.8km	同左

第1.1節 施設の概要

1 清掃工場

1) 工場棟

- ・処理方式 : ストーカ式焼却炉 + 電気式灰溶融炉またはガス化溶融炉（シャフト炉式，キルン式及び流動床式）
- ・処理能力 : 年間処理量 121,000t（施設規模は，応募者の提案とするが，最大 150t/24時間×3炉 計 450t/24時間 とする。）
上記年間処理量とは別に，本市内他清掃工場で発生する焼却灰 15,000t/年の搬入・処理を計画すること。
- ・運転時間 : 24時間連続
- ・系列数 : 3系列
- ・受入廃棄物 : 浜松市内で発生する一般廃棄物等
- ・余熱利用設備 : 清掃工場で発生する余熱を有効利用するために必要な設備及び蒸気タービンによる発電設備（本事業では，スーパーごみ発電は計画しないこととする。）

2) その他施設

管理棟，収集車両基地，スラグ等一時保管スペース等

3) 外部施設

駐車場，緑地，歩道等

2 水泳場

1) 施設規模

延床面積 16,000 m²程度(±10%以内)とし,具体的な面積は事業者の提案による。

2) メインプールゾーン

メインプール, 飛込みプール, メイン観覧席, 大型映像装置, 採暖室, 器具庫

3) サブプールゾーン

サブプール, サブ観覧席, 採暖室, 器具庫

4) レジャープールゾーン

レジャープール, 子供プール, 幼児プール

5) プール共通ゾーン

更衣ロッカー室, 多目的更衣室, シャワー室, プール付属便所等

6) 大会運営ゾーン

大会総務室, 役員控室, 審判委員室, 記録室, 賞典室, 報道室, 放送室及び映像操作室, 貴賓室, 選手招集室, ドーピング検査室等

7) トレーニングゾーン

ジム, スタジオ, 更衣ロッカー室, シャワー室等

8) 管理ゾーン

管理事務室, 監視員室, 中央監視室, 救護室, 会議室, 倉庫, 機械室等

9) 共用ゾーン

エントランスホール, ラウンジ, 資料室, 物販・飲食店舗, 便所, 階段, 廊下等

10) 外部施設

駐車場, 駐輪場, 緑地, 水遊びコーナー, 園路, 外灯, 屋外サイン, 雨水調整池 等

第12節 施設整備の基本方針

1 清掃工場

1) 環境保全に配慮した施設

ダイオキシン類の発生等がごみ焼却施設の問題となっており、公衆衛生の観点から、技術的に可能な限り廃棄物の無害化を図るなど、公害防止対策を講ずると同時に、環境負荷を低減し、持続可能な循環型社会の構築に資する施設とする。

2) 安全で安定稼働の施設

清掃工場においてトラブルが発生し、一般廃棄物等の処理が滞ることは、生活環境の保全や公衆衛生に対して重大な問題となる。処理システムの技術的な安定性・信頼性はごみ処理行政にとって最も重要な事項の一つであるため、安全で安定した稼働を重視する施設とする。また、広範なごみ質や不測のごみ量にも対応できる施設とする。

3) 資源循環・エネルギー利用の推進を図る施設

一般廃棄物等の処理に伴い発生するスラグ等は可能な限り再生利用し、資源循環と最終処分量の減量を図る施設とする。また、施設から発生する熱エネルギーを、発電や余熱利用に効率よく有効利用できる施設とする。

4) 実用性、維持管理性の高い施設

ごみ焼却施設としての性能が優れることはもとより、操作がわかり易い等の実用性及びメンテナンスが容易である等の維持管理性も高い施設とする。

5) 経済性に優れた施設

一般廃棄物等の処理は限られた財源、人材で効率的に行う必要があり、経済性も重要な要素となる。そのため、イニシャルコストとランニングコストを合わせたライフサイクルコストの削減等、経済性に優れた施設とする。

2 水泳場

1) 地域周辺環境に調和した施設

周辺環境との景観的調和など、周辺環境との一体性を確保する。

2) 機能性に富む施設

国際公認 50m プールをはじめ、飛び込み、観覧席等を備えた高規格、高水準の競技施設であるとともに、水泳等に関するスポーツ情報の収集、提供の場として、また水泳を通じた市民の日常的な健康・体力づくりの支援を行う等、機能性に富んだ施設とする。

3) 安全性の高い施設

プールはその性格上、重大な事故につながる要因をもつことから、ハード面とソフト面の両面から安全性を確保した施設とする。

4) 誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン施設

バリアフリーのみならず、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが気持ちよく使えるよう配慮した施設とする。

5) 経済性に優れた施設

施設の設計・建設から運営・維持管理までを一括して計画することにより、効率的な運営・維持管理を行い、ライフサイクルコストの削減等、経済性に優れた施設とする。

第13節 清掃工場の余熱利用について

清掃工場で発生する熱エネルギーについては、有効利用を図るものとする。発電による電力は、まず清掃工場内で使用し、さらに水泳場へ供給を行うものとする。これらを行った後の余剰の電力については、事業者が提案する提案内容に基づき本市が売電を行うものとし、本市は売電収入の相当額をSPCに清掃工場運営サービス購入料の一部として支払うものとする。

電力以外の余熱（高温水又は蒸気）は、清掃工場及び水泳場に供給を行い有効利用するものとする。水泳場に供給を行った後の余剰の余熱（高温水又は蒸気）については、将来的に事業区域外への供給に対応できるように必要な設備を設けるものとする。

売電は本市が売主となり行うことを本募集及び応募者の提案書作成の前提とするが、SPCが売主となる場合も想定される。この場合、第5章第1節2-(2)に定める清掃工場サービス購入料C（売電インセンティブフィー）に代えて、売電収入をSPCの直接収入とする。

第14節 清掃工場で発生するスラグ等の取扱いについて

1 スラグの取扱い

清掃工場での一般廃棄物等の処理に伴い発生するスラグについては、可能な限り有効利用を図るものとする。

応募者は自ら有効利用可能なスラグの量(t/月)、スラグの購入価格(円/t)及び有効利用の方法を提案する(スラグの有効利用方法について、最終処分場への覆土材としての提案は原則として認めない)。

本市は事業者の提案に基づく量のスラグを、有償でSPCに優先的に譲渡する。SPCに譲渡後の余剰のスラグについては、本市において本市内の公共工事等で有効利用を図るものとし、その後に余剰するスラグについては、本市の責任において最終処分を行う。

なお、SPCに優先的に譲渡するスラグの量(t/月)、スラグの購入価格(円/t)については、原則として5年毎に協議する。

2 金属類の取扱い

清掃工場での一般廃棄物等の処理に伴い発生する金属類については、本市はその全量をSPCに有償で譲渡する。SPCは譲渡された金属類の資源化を図るものとする。

応募者は、金属類の購入価格(円/t)を提案すること。

3 飛灰の取扱い

清掃工場での一般廃棄物等の処理に伴い発生する飛灰については、基本的に清掃工場内でSPCによる適正な処理を行った後、本市の責任において最終処分を行う。ただし、SPCによる有効利用を図る提案も可能とする。

第15節 水泳場の位置づけ

本市は、水泳場を地方自治法第244条の規定による公の施設とし、SPCを地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として運営期間にわたり指定する予定である。

第16節 水泳場におけるサービス提供の基本的な考え方

1 水泳場の利用形態について

1) 大会利用

本市等が主催する大会等の開催による利用形態。本市内の学校の水泳大会から国

際レベルの大会の開催まで対応できるものとする。

2) 一般利用

市民の誰もが気軽に利用できる料金で自由に施設を利用できる利用形態。本市は、一般利用を水泳場の基本的な利用形態と位置付ける。水泳場の営業時にあっては、いつでも、誰もが安全で衛生的に施設利用できるプールが最低限度は確保されているものとする。

3) 市民等による専用利用

市民による各種団体等が、競技の練習等の目的で水泳場の施設の一部を、一定時間独占的に利用できる利用形態。

4) S P Cによる専用利用

S P Cは、市民の健康増進や初心者向けの水泳技術の習得等のニーズに対応する提案プログラムを維持管理・運営業務 要求水準書(別添資料)に示す一定の条件下で実施することができるものとする。

2 事業者による独自の提案プログラムについての考え方

本市は、水泳場において、応募者の提案による市民の健康増進や初心者向けの水泳技術の習得等のニーズに対応することを目的とした有料の独自のプログラム(以下「提案プログラム」という。)のS P Cによる実施を求める。

応募者は、水泳場の一部を専用利用した、スイミングスクール等の独自の提案プログラムを維持管理・運営業務 要求水準書(別添資料)に示す一定の条件下で提案すること。

3 安全と衛生の管理についての考え方

S P Cは、水泳場の安全管理及び衛生管理について常に配慮し、事故や施設の損傷、病原菌の発生等のないように運営を行うこと。

本市は、本事業における安全と衛生管理について、特に重要な事項であると考えており、その具体的な対応策については、応募者からの積極的な提案を期待する。

第17節 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、P F I法のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、スポーツ振興法をはじめ設計・建設業務 要求水準書(別添資料)に示す必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第 18 節 本市が適用を予定している補助金について

本市は本事業の実施に関して、以下の国庫補助金等の適用を予定している。補助金の申請等の手続きは本市において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

廃棄物処理施設整備費補助（環境省）

地域新エネルギー導入促進事業（新エネルギー・産業技術総合開発機構）

公園事業費補助金（国土交通省）

第3章 応募要件等

第1節 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

応募者は、複数の企業により構成されるものとする。応募者を構成する企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募者は、応募者を代表し、本市との交渉窓口となる企業1社を「代表企業」として定めるものとする。

参加表明書提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行う。

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

第2節 応募者の構成員の基本的要件

応募者の構成員において、本施設の設計、建設、維持管理、運営の各業務を行う者は、各業務を実施するために必要な資格及び許可等の法的要件を満たすこと。

第3節 各業務を行う者の要件

応募者の構成員には、本施設の設計、建設、維持管理、運営の各業務を行う者として、以下の1から8の各項目の要件を満たす企業を含むこと。なお、複数の項目の要件を満たす者は、当該複数の項目の業務にあたる者を兼ねることが可能である。また、同一の業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

1 清掃工場の設計を行う者の要件

清掃工場の設計を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

本市の平成16年度入札参加資格において登録がなされていること。

2 清掃工場の建築物の建設を行う者の要件

清掃工場の建築物の建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の

登録を行っていること。

本市の平成 16 年度入札参加資格者名簿において、建築一式工事の業種登録がなされていること。ただし、次項 3 の各要件を全て満たす清掃工場のプラントの建設を行う者が、清掃工場の建築物の建設を行う場合は、3 の要件を満たすことで足りるものとする。

参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 800 点以上であること。ただし、次項 3 の各要件を全て満たす清掃工場のプラントの建設を行う者が、清掃工場の建築物の建設を行う場合は、3 の要件を満たすことで足りるものとする。

3 清掃工場のプラントの建設を行う者の要件

清掃工場のプラントの建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

本市の平成 16 年度入札参加資格において、清掃施設工事または機械器具設置工事の業種登録がなされていること。

地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

- ・処理方式 : ストーカ式焼却炉 + 電気式灰溶融炉又はガス化溶融炉（シャフト炉式、キルン式及び流動床式）で応募者の提案する方式
- ・処理規模 : 75 t / 日以上(1 炉あたり)
- ・安定稼働 : 90 日以上の連続運転、かつ、参加表明書の提出日において 1 年以上の稼働
(ストーカ式焼却炉 + 電気式灰溶融炉の場合は、電気式灰溶融炉も含む)
- ・余熱利用 : 発電及び外部熱供給

参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 1,000 点以上であること。

4 清掃工場の運営・維持管理を行う者の要件

清掃工場の運営・維持管理業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

本市の平成 16 年度入札参加資格において、清掃施設工事または機械器具設置工事の業種登録がなされていること。

廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

平成 11 年 4 月 1 日以降において、以下に示す全ての運転管理実績を 1 件以上有していること。清掃工場のプラントの運営及び維持管理について複数の企業で行う場合は、それら複数の企業で以下に示す全ての運転管理実績を有していれば足りる。

- ・一般廃棄物を対象とした連続式焼却施設のうち，ストーカ式焼却炉＋電気式灰溶融炉又はガス化溶融炉で応募者の提案する方式のもの(75 t / 炉以上，かつ，2 炉以上)
- ・2,000kW 以上のボイラータービン式の発電設備を有する廃棄物中間処理施設
廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し，廃棄物を対象とした焼却施設（連続式焼却施設 75 t / 炉以上，かつ，2 炉以上）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。

5 水泳場の設計を行う者の要件

水泳場の設計を行う者は，次の要件を全て満たすこと。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

本市の平成 16 年度入札参加資格において登録がなされていること。

平成 6 年 4 月 1 日以降において，25 メートル以上の国内公認または国際公認プールで屋内の施設の建築設計業務に従事し，完了した経験を有する管理技術者を専任で配置できること。

6 水泳場の建設を行う者の要件

水泳場の建設を行う者は，次の要件を全て満たすこと。

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

本市の平成 16 年度入札参加資格において，建築一式工事の業種登録がなされていること。

参加表明書の提出期限日において，建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 800 点以上であること。

平成 6 年 4 月 1 日以降において，25 メートル以上の屋内プールの建築工事を元請として完成した施工実績（共同企業体の構成員としての実績は，JV 比率が 20 パーセント以上のものに限る。）を有すること。

以下の要件を全て満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。

- ・平成 6 年 4 月 1 日以降において，25 メートル以上の屋内プールの建築工事の施工経験を有すること。
- ・建設業法第 27 条の 18 の規定による建築工事業の監理技術者資格者証を有すること。

7 水泳場の運営を行う者の要件

水泳場の運営を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

平成6年4月1日以降において、プールを含むスポーツ健康増進施設について1年以上の運営を行い、かつ、健康増進及び初心者向けの水泳の技術習得を目的とする有料のプログラムの提供の実績を有すること。

8 水泳場の維持管理を行う者の要件

水泳場の維持管理を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

本市の平成16年度入札参加資格において登録がなされていること。
平成6年4月1日以降において、プールを含むスポーツ健康増進施設について1年以上の維持管理を行った実績を有すること。

第4節 応募者の構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び構成員のアドバイザーとなることはできない。

地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者。
本市の指名停止措置を受けている者。

最近1年間の法人税，事業税，消費税，地方税を滞納している者。

下記の各法律の規定による各申立てがなされている者。

- ・商法第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告
- ・破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て
- ・旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て
- ・会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立て
- ・民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)なお、本事業に係る本市のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・三井安田法律事務所

本事業のPFI専門委員会委員。

第5節 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者の構成員が本章第4節に規定する参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

第6節 応募に関する留意事項

1 募集要項の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、本募集要項及び別添資料の記載内容・条件を承諾したものとみなす。

2 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

3 提出書類の取扱い・著作権

1) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属するものとし、本市に帰属しないが、公表、展示、その他本市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。公表する場合は、浜松市情報公開条例に則り、公表するものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

4 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

5 応募者の複数提案の禁止

一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

6 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、疑義等があり本市が補正を求めた場合は、この限りでない。

7 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

第7節 募集・選定手続き

1 日程

事業者の募集及び選定は、次の日程で行う。

平成16年 6月18日(金)	第一次募集要項等の公表
平成16年 6月23日(水)	第一次募集要項等に対する説明会
平成16年 6月24日(木) ～6月29日(火)	第一次募集要項等に関する質問受付
平成16年 6月30日(水) ～7月1日(木)	提案プログラムの確認書受付
平成16年 7月15日(木)	特定事業契約の各契約書(案)の公表
平成16年 7月22日(木)	第一次募集要項等に関する質問回答の公表
平成16年 7月22日(木)	提案プログラムの確認書回答送付
平成16年 7月29日(木)	参加表明書、資格審査申請書類及び第一次提案書受付
平成16年 8月6日(金)	資格審査結果の通知
平成16年 8月30日(月)	第一次審査結果の公表・通知
平成16年 8月30日(月)	第二次募集要項等の送付
平成16年 9月中旬	第二次募集要項等に関する質問受付
平成16年 9月下旬	第二次募集要項等に関する質問回答の送付
平成16年 12月上旬	第二次提案書の受付
平成17年 1月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成17年 1月下旬	基本協定締結
平成17年 4月上旬	仮契約締結
平成17年 5月中旬	特定事業契約締結

2 手続き

1) 募集要項等に関する説明会の開催

民間事業者に本事業への参加を求めため、募集要項等に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関して説明を行う。

事前の申し込みは不要とするが、説明会の参加は1社あたり2名までとする。な

お、説明会での質問等の受付は行わない。また、説明会で募集要項等の配布は行わないので、予め浜松市ホームページより募集要項等をダウンロードの上、当日持参すること。

開催日時：平成 16 年 6 月 23 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時

募集要項等の説明会において、計画地に関する説明を行う。

開催場所：浜松市地域情報センター 1 階ホール

住 所：浜松市東田町 1 2 2 番地

電話番号：053 - 453 - 6196(環境部新清掃工場水泳場建設事務局)

ホームページ:

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/study/culture/joho>

2) 募集要項等に対する質問受付

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

受付期間：平成 16 年 6 月 24 日（木）～6 月 29 日（火）午後 5 時

提出方法：質問の提出方法は原則として、第 1 号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel 形式)を添付し、浜松市環境部新清掃工場水泳場建設事務局に送付して提出することとする。郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したフロッピーディスクを同封し、受付期間に必着とすること。本市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

3) 募集要項等に対する質問への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成 16 年 7 月 22 日（木）より、浜松市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

4) 提案プログラム確認書受付

予定する提案プログラムについて、提案プログラム確認書を提出することを可能とする。

提出者に対しては個別にサービスの適否についての回答を行う。確認を受けず、提案プログラムの提案を行った場合は、失格として扱われる場合がある。なお、確認を受けた提案プログラムを必ず提案する必要はない。

受付期間：平成 16 年 6 月 30 日(水)～7 月 1 日(木)午後 5 時

提出方法：添付の第 3 号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Word 形式)を添付し、浜松市環境部新清掃工場水泳場建設事務局に送付して提出することとする。郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したフロッピーディスクを

同封し，受付期間に必着とすること。本市は提出者に，受領確認の電子メールを送付する。

5) 参加表明書・参加資格確認書類・第一次提案書の受付

参加表明書・参加資格確認書類・第一次提案書を以下のとおり受け付ける。

受付期間：平成 16 年 7 月 29 日（木）午後 1 時～午後 5 時

提出方法：浜松市環境部新清掃工場水泳場建設事務局に持参し，提出すること。

6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果通知書を，応募者の代表企業に対して，平成 16 年 8 月 6 日（金）に発送する。

7) 第一次審査通過者の公表・通知

第一次審査通過者を，平成 16 年 8 月 30 日（月）より，浜松市ホームページにおいて公表する。

また，第一次審査結果通知書を，応募者の代表企業に対して，公表日に発送する。

8) 応募を辞退する場合

参加表明以降，応募者が応募を辞退する場合は，応募辞退届（第 9 号様式）を浜松市環境部新清掃工場水泳場建設事務局に持参し，提出すること。

9) 第二次募集の開始以降の手続き

第二次募集の開始以降の手続については，8 月 30 日（月）に送付する第二次募集要項等において示す。

3 募集手続きについての本市の担当窓口

本募集手続きについての本市の担当窓口は次のとおりとする。募集に関する各手続き，連絡先，提出先等は，特に指定の無い限り下記を窓口とする。

担当窓口：浜松市環境部新清掃工場水泳場建設事務局

E-mail : ncs@city.hamamatsu.shizuoka.jp

住 所：〒432-8550 浜松市鴨江二丁目 11 番 2 号

電 話：053 - 453 - 6196

F A X：053 - 413 - 6150

第4章 審査及び選定に関する事項

第1節 P F I 専門委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者及び本市の職員で構成される P F I 専門委員会において行う。P F I 専門委員会は、以下の学識経験者、専門家及び本市の職員の7名で構成される。

委員長	松島 肇	(浜松医科大学医学部教授)
副委員長	藤原 靖久	(浜名湾游泳協会理事長)
委員	杉原 正洋	(静岡県水泳連盟施設委員長)
委員	藤澤 敏治	(名古屋大学エコトピア科学研究機構教授)
委員	齋藤 慎五	(浜松市企画部長)
委員	徳増 幸雄	(浜松市文化・スポーツ振興部長)
委員	笹田 嘉則	(浜松市環境部長)

第2節 審査の手順及び方法

本事業では、民間事業者の応募に係る負担の軽減を図る趣旨から第一次審査と第二次審査による二段階審査とする。

1 第一次審査

第一次審査では、資格審査と第一次提案審査を行う。

資格審査では、参加表明時に提出する参加資格申請書類について参加資格要件の具備を確認する。また、第一次提案審査では、本事業の実施に対する基本的な考え方、事業の実施体制、施設計画・運営計画・維持管理計画の基本的な考え方等の提案に関して、あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って、P F I 専門委員会において審査を行う。第一次審査において、原則として3応募者を第一次審査通過者として選定する。

参加表明書の提出が1応募者もない場合は、本募集は無効とする。また、参加表明書の提出が3応募者以下の場合は、第一次審査は資格審査のみとする。

2 第二次審査

第二次審査では、あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って、P F I 専門委員会において第二次提案書の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案及び次点提案を選定する。総合評価は、応募者の提案金額に対する評価点と提案金額以外の提案内容についての評価点を加算して総合評価点を得る方法によるものとする。

P F I 専門委員会は、最優秀提案、次点の提案及び全提案者グループの評価結果を市長に報告する。市長は、P F I 専門委員会の報告を受けて最優秀提案及び次点

の提案を優先交渉権者及び次点交渉権者と決定する。

優先交渉権者と協議を行い協議が整った場合、本市はその優先交渉権者と特定事業契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行う。

なお、第二次審査において、第二次提案書提出者へのヒアリングを実施する予定である。

3 審査事項

審査事項は、本募集要項と同時に公表する事業者選定基準書(別添資料)に示す。

4 審査結果の通知及び公表

P F I 専門委員会における第一次審査及び第二次審査の経過及び結果は、市長が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した後にこれを公表し、審査結果講評として公表する。

なお、審査に関する問い合わせ、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。ただし、P F I 専門委員会は、必要があると認める場合に限り、本市と協議の上、P F I 専門委員会の会議における検討及び審査の途中結果を公表することがある。

本事業に関して、P F I 専門委員に働きかけ等を行った場合は、当該参加事業者を構成員とする応募者は失格とする。

第5章 事業実施に関する事項

第1節 事業者の収入と本市の支払う対価

1 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりである。

1) 本市の支払う対価による収入

本市の支払う対価については「第5章 第1節 2 本市の支払う対価」に示す。

2) 清掃工場における直接収入

清掃工場におけるSPCの直接収入としては以下のものがある。

(1) スラグ等の有効利用収入

清掃工場から発生するスラグ等の有効利用による収入であり、SPCの直接収入とする。

スラグについては、提案した量(t/月)について提案した価格(円/t)で購入した後、SPCの責任において全量有効活用を行う。

金属類については、提案した価格(円/t)において全量購入した後、SPCの責任において全量有効活用を行う。飛灰の有効活用を行う場合も同様とする。

3) 水泳場における直接収入

水泳場におけるSPCの直接収入は、次の5つから構成される。

(1) 水泳場施設利用料金収入

水泳場を利用する市民及び各種団体等から徴収する施設利用料金収入であり、SPCの直接収入とする。

施設利用料金の料金体系及び金額設定については、SPCの判断に委ねることを基本的な考えとするが、市民及び各種団体が気軽に利用できること等に配慮し、本市内他公共水泳場の料金を参考として提案すること。また、国際大会、本市内の学校等による大会利用等、多様な施設の利用目的に対応した利用料金の料金体系及び合理的な金額を提案すること。

提案する施設利用料金の内容、本市内他公共水泳場の料金等については、維持管理・運営業務 要求水準書(別添資料)に示す。

(2) 提案プログラム収入

S P C が水泳場の施設を利用して行う提案プログラムの実施による収入であり、S P C の直接収入とする。

提案プログラムの料金体系及び金額設定については、S P C の判断に委ねることを基本的な考えとするが、本施設が公共施設であることを勘案し、幅広く多数の利用者が利用可能な料金設定となるように配慮すること。

提案プログラム提供業務の内容については、維持管理・運営業務 要求水準書(別添資料)に示す。

(3) 水泳場飲食・物販店舗運営収入

S P C による水泳場の飲食・物販店舗の運営による収入であり、S P C の直接収入とする。

飲食・物販店舗の運営業務の内容については、維持管理・運営業務 要求水準書(別添資料)に示す。

(4) 駐車場施設利用料金収入

駐車場を利用する市民等から徴収する施設利用料金収入であり、S P C の直接収入とする。

施設利用料金の料金体系及び金額設定については、1 台 1 回あたり 200 円以上で提案することとするが、水泳場の利用者に対する一律かつ一定の割引についても提案すること。

駐車場の運営業務については、維持管理・運営業務 要求水準書(別添資料)に示す。

(5) その他収入

S P C が、本事業の目的に適合する範囲で本市の事前の承諾を得て実施する業務により得られる広告収入等の収入であり、S P C の直接収入とする。

2 本市の支払う対価

1) 本市の支払う対価の構成と内容

本市の支払う対価は、次の 4 つから構成される。

なお、本施設の運営に伴う光熱水費(電気料金、上水料金、工業用水料金、下水道料金、ガス料金)については S P C の負担とする。

(1) 本施設の整備に係る対価

本市は、本施設の整備に係る対価について、建設JVに支払う。支払い時期等については、別紙「本事業において本市が事業者を支払う対価について」参照。

(2) 清掃工場運営サービス購入料

本市は、SPCが実施する清掃工場の運営・維持管理業務（修繕更新業務を除く）に対する対価を、清掃工場運営サービス購入料として運営期間にわたってSPCに支払う。

清掃工場運営サービス購入料は、一般廃棄物等の処理量に応じた変動費である「清掃工場サービス購入料A」、処理量に係らない固定費である「清掃工場サービス購入料B」及び本市の売電収入等に応じた売電インセンティブフィーである「清掃工場サービス購入料C」から構成される。

清掃工場サービス購入料A（変動費）は、光熱水費（契約電力料金を除く）、燃料費、薬剤費、及びその他変動費（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる）とし、可燃ごみ、PET 減容後焼却へ回る分、破碎可燃、下水汚泥、下水道し渣、衛生工場し渣、他工場焼却灰の7種類のごみの種類毎に変動費単価（円/t）を設定する。ごみの種類毎の変動費単価は、事業者の提案に基づくものとする。

清掃工場サービス購入料B（固定費）は、人件費、維持管理費、契約電力料金、その他の清掃工場の運営・維持管理業務に要する費用（供用開始までの準備費用含む）及びSPC経費の清掃工場分（会社経費、公租公課、配当等含む）の運営期間中の費用合計の提案金額より、事業者が提案する本市の余剰電力の売電収入の運営期間中の合計金額を控除し、運営期間にわたって平準化したものとする。

清掃工場サービス購入料C（売電インセンティブフィー）は、運営開始後に余剰電力の売電事業により本市が実際に得た売電収入と同等の金額とする。

(3) 水泳場運営サービス購入料

本市は、SPCが実施する水泳場の運営・維持管理業務（修繕更新業務を除く）に対する対価を、水泳場運営サービス購入料として運営期間にわたってSPCに支払う。

水泳場運営サービス購入料は、水泳場の運営・維持管理業務（修繕更新業務を除く）に要する運営期間中の費用合計（会社経費、公租公課、配当等含む）の提案金額から、水泳場に係るSPCの運営期間中の直接収入合計（水泳場施設利用料収入、提案プログラム収入、水泳場飲食・物販店舗運営収入、その他直接収入）の提案金額を控除し、運営期間にわたって平準化したものとする。

(4) 修繕更新サービス購入料

本市は、S P Cが実施する本施設の修繕更新業務に対する対価を、修繕更新サービス購入料として運営期間にわたってS P Cに支払う。

修繕更新サービス購入料は、15年間の長期修繕計画に基づく各年度修繕更新費用について、運営期間15年を3期に分割し、各期5年間の修繕更新費用の合計を5で除することにより、5年毎の平準化を行うものとする。各期の5年間は、同一の年間支払金額となる。

修繕更新サービス購入料は、清掃工場と水泳場について、各々の各々算出するものとする。

2) サービス購入料の支払方法

本市によるサービス購入料の支払いは、各年度四半期毎の業務に対して年4回行う。

S P Cは、毎月の業務終了後7日以内に業務報告書(月報)を本市に提出する。本市は、提出された月報等に基づきS P Cの適正な業務履行を確認し、月報受領後10日以内に当該確認の結果をS P Cに通知する。S P Cは、本市から当該四半期全ての適正な業務履行の確認を受けた場合、当該四半期の最終月の業務履行の確認の通知受領後、本市に対して請求書を提出する。本市は、S P Cからの請求書を受領した日から30日以内にS P Cにサービス購入料を支払う。

3) サービス購入料の改定

サービス購入料のうち、清掃工場サービス購入料Aのごみの種類毎の単価、清掃工場サービス購入料B、水泳場運営サービス購入料、及び修繕更新サービス購入料については、物価変動を考慮し、毎年度、改定を行うこととする。

改定の方法については、別紙「サービス購入料の改定について」参照。

第2節 債権の取扱い

1 債権の譲渡

建設JV及びS P Cは、本事業に係る債権を第三者に譲渡、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 債権への担保権設定

建設JVは、本施設の整備に係る対価の支払請求権に対し、第三者の担保権の設定をしてはならない。ただし、あらかじめ、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

S P Cは、本施設の運営・維持管理業務に係る対価である清掃工場運営サービス購入料、水泳場運営サービス購入料、修繕更新サービス購入料の支払請求権に対し、第三者の担保権の設定をしてはならない。ただし、あらかじめ、本市の承諾を得た

場合はこの限りでない。

第3節 本市による事業の実施状況，サービス水準の監視

本市は，運営期間において，本事業の実施状況，サービス水準の監視（モニタリング）を次のとおり行う。

1 維持管理業務及び運営業務のモニタリング

本市は，施設運営開始後，SPCからの業務報告書及び現地の立入調査により，SPCの実施する業務のサービス水準を確認する。運営期間中のモニタリングの考え方は「モニタリングとサービス購入料の減額等の措置について」（別紙 ）に示すとおりである。

2 サービス購入料の減額等

本市は前項のモニタリングの結果，SPCが運営・維持管理委託契約に定める性能基準・サービス水準及び契約条項を満たしていないと判断される場合は，SPCに改善を求めることとし，場合により一定のルールに基づく本市からのサービス購入料の減額等の措置を行うものとする。

サービス購入料の減額等の詳細は「モニタリングとサービス購入料の減額等の措置について」（別紙 ）に示すとおりである。

3 事業期間終了の引継ぎ時

事業期間終了時，本市はSPCから本施設を引継ぐにあたり，本施設が引継ぎ後継続して使用できる一定の水準を満たしているか確認を行う。

事業期間終了の引継ぎ時の確認において満たすべき施設の水準については，維持管理・運営業務 要求水準書(別添資料)に示すものとする。

第4節 用地の取得について

清掃工場用地及び水泳場用地については，本市において取得する。

第5節 保険

建設期間及び運営期間において最低限加入すべき保険を設計・建設業務要求水準書(別添資料)，維持管理・運営業務要求水準書(別添資料)にそれぞれ示す。

第6節 本市と事業者の責任分担

本事業における責任分担の考え方は，適正にリスクを分担することにより，より

低廉で質の高いサービスの提供をめざすものであり、施設の設計・建設・維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

本市と事業者の責任分担は、基本協定書(案)(別途公表資料)、基本契約書(案)(別途公表資料)、建設工事請負契約書(案)(別途公表資料)、運営・維持管理委託契約書(別途公表資料)によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第7節 財務書類の提出

S P Cは、毎事業年度経過後3カ月以内に、商法上の大会社に準じた公認会計士による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し本市に提出する。また、本市は、当該財務書類を公開できるものとする。

第8節 事業者の構成員の役割

事業者の構成員は、事業者内で各自が担うべき業務を明確にした上で、各業務を遂行する。なお、代表企業は本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行うものとする。

第9節 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案内容及び特定事業契約の諸条件に則って、誠実に業務を遂行する。

第6章 契約に関する事項

第1節 契約手続き

優先交渉権者と本市は、速やかに契約の締結に関して「基本協定書(案)」（別途公表資料）について合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書(案)(別途公表資料)、建設工事請負契約書(案)(別途公表資料)、運営・維持管理委託契約書(案)(別途公表資料)に基づき契約手続きを行う。

優先交渉権者は、本事業の運営及び維持管理業務を実施する特別目的会社(S P C)を設立する。

本施設の建設を行う者は、本施設を建設する目的で建設J Vを組成するものとする。

本市は、事業者と基本契約、建設J Vと建設工事請負契約、S P Cと運営・維持管理委託契約についての各々の仮契約を締結する。

各々の仮契約は、本市議会の議決等を得ることにより各々正式の本契約となる。

上記の契約が締結できない場合、次点交渉権者と契約交渉を行う。

上記の契約の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用(本市側の弁護士費用は除く。)は、事業者の負担とする。

第2節 契約の枠組み

1 契約の種類と契約当事者

基本契約 : 本市と事業者(選定された応募者の構成員及びS P Cの連名)

建設工事請負契約 : 本市と建設J V

運営・維持管理委託契約 : 本市とS P C

2 締結時期

仮契約 平成17年4月上旬(予定)

本契約 平成17年5月中旬(予定)

3 契約期間

基本契約 : 契約締結日から平成36年3月31日(予定)

建設工事請負契約 : 契約締結日から平成21年3月31日(予定)

運営・維持管理委託契約 : 契約締結日から平成36年3月31日(予定)

第3節 S P C の設立

1 S P C の設立

優先交渉権者として選定された応募者は、基本協定締結後速やかに、本事業の運営及び維持管理業務を実施することを目的とする S P C を、商法上の株式会社として本市内に設立するものとする。

2 S P C への出資

S P C への出資についての条件は、次のとおりとする。

優先交渉権者の構成員は全て S P C の株主として出資すること。
構成員以外の者が S P C に出資することは認めない。
代表企業の出資比率は出資者中唯一最大とする。

第4節 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は特定事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第5節 契約保証金

1 建設期間における保証

建設 J V は、建設工事請負契約の締結と同時に、浜松市建設工事執行規則第 1 1 条に従い、保証を付さなければならない。

2 運営期間における保証

S P C は、運営期間中次のいずれかの保証を付すものとする。

契約保証金の納付

契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、政府保証のある債権）の提供

運営・維持管理委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関の保証

運営・維持管理委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する本市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

上記の保証に関する保証金の額は、運営期間にあつては、別紙 に示す運営期間中の清掃工場運営サービス購入料 B（固定費）及び水泳場運営サービス購入料（固

定費)の年額の合計額の1/4以上とする。

上記に定める保証金等は、SPCの責に帰すべき事由により特定事業契約が解除されたときは、本市に帰属するものとする。また、上記保証金等は、前記の場合を除き、本事業の終了後速やかに本市がSPCに返還する。利息等の付与はない。

第7章 提出書類

提出書類は以下のとおりであり、様式集(第一次提案募集)(別添資料)の様式に基づくこと。第二次提案書類提出時の提出書類の詳細については、第二次募集要項に示すものとする。

第1節 参加表明書・参加資格確認書類・第一次提案書提出時

1 参加表明書・参加資格確認書類

参加表明書・参加資格確認書類を以下に示す。各1部を提出すること。

参加表明書 (第4号様式)
構成員メンバー表 (第5号様式)
委任状(代表企業) (第6号様式)
委任状(受任者) (第7号様式)
参加資格審査申請書 (第8号様式)
会社概要書(応募構成員全社分)
決算報告書(応募者構成員全社分, 決算報告書は直近3カ年)
納税証明書(応募者構成員全社分, 直近1カ年)
法人登記簿謄本(応募構成員全社分)
応募構成員の参加資格要件の満足を説明する書類

2 第一次提案書類

第一次提案書類を以下に示す。正本1部, 副本20部を提出すること。

第一次提案書表紙 (第10号様式)
提案書1. 本事業の事業特性及び課題の把握 (第11号様式)
提案書2. 本事業の実施にあたっての基本方針 (第12号様式)
提案書3. 清掃工場の設計・建設の基本的な考え方 (第13号様式)
提案書4. 水泳場の設計・建設の基本的な考え方 (第14号様式)
提案書5. 清掃工場の運営・維持管理の基本的な考え方 (第15号様式)
提案書6. 水泳場の運営・維持管理の基本的な考え方 (第16号様式)
提案書7. 事業計画の基本的な考え方 (第17号様式)

第2節 第二次提案書類提出時

- 1 提案提出届
- 2 清掃工場設計・建設業務提案書
- 3 水泳場設計・建設業務提案書
- 4 清掃工場運営・維持管理業務提案書
- 5 水泳場運営・維持管理業務提案書
- 6 事業計画提案書

第3節 応募辞退時の提出書類

応募を辞退する場合は、応募辞退届（第9号様式）を1部提出すること。

第8章 提案書作成要領（第一次提案）

第一次提案書における提案内容は以下のとおりである。

提案書は事業者選定基準書（別添資料 ）の第一次提案審査基準の内容を踏まえて、様式集（第一次提案募集）（別添資料 ）に記載のページ数以内で簡潔に記述すること。また、文章を補完するため、図表、概念図等は最小限の範囲で使用できるが、表現はシンプルなものとする。なお、具体的な施設形態を示す設計図、模型（写真）、完成予想図及びイメージ写真等は使用してはならない。

提案書類は、A4版縦で様式集に示す表紙（第10号様式）をつけることとする。副本の表紙や提案書には企業名やロゴマーク等の企業が特定できる表現等は用いないこと。

本事業の事業特性及び課題の把握

本事業の実施にあたっての基本方針

清掃工場の設計・建設の基本的な考え方

水泳場の設計・建設の基本的な考え方

清掃工場の運営・維持管理の基本的な考え方

水泳場の運営・維持管理の基本的な考え方

事業計画の基本的な考え方

第9章 配布資料

配布資料は次のとおりである。

第1節 募集要項

本書

別紙 事業スキーム図

別紙 本事業において本市が事業者を支払う対価について

別紙 サービス購入料の改定について

別紙 モニタリングとサービス購入料の減額等の措置について

第2節 別添資料

別添資料 設計・建設業務要求水準書

別添資料 維持管理・運営業務要求水準書

別添資料 事業者選定基準書

別添資料 様式集（第一次提案募集）

第3節 別途公表資料

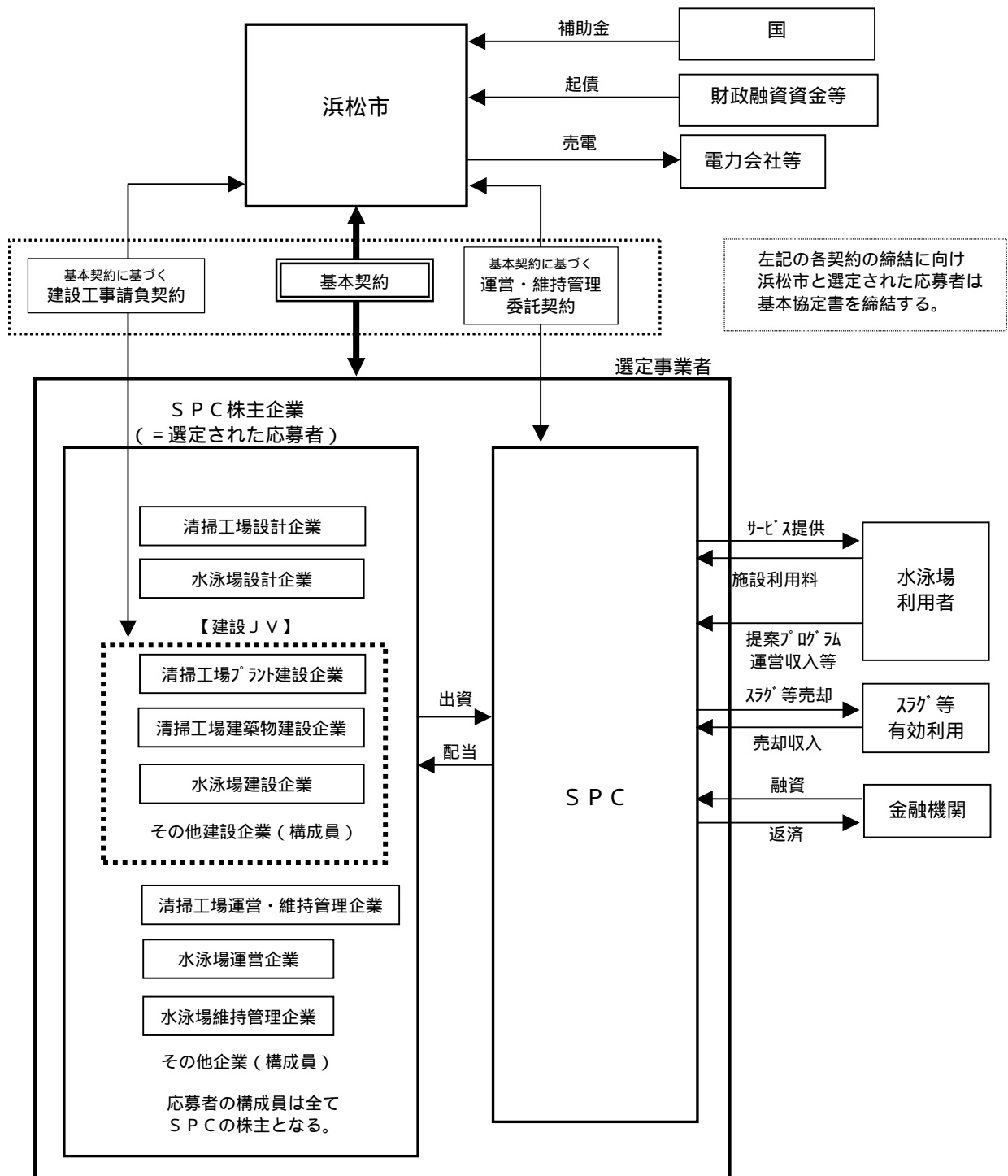
別途公表資料 基本協定書(案)

別途公表資料 基本契約書(案)

別途公表資料 建設工事請負契約書（案）

別途公表資料 運営・維持管理委託契約書(案)

別紙 事業スキーム図



別紙 本事業において本市が事業者に支払う対価について

本事業において事業者の行う業務に対して本市が事業者に支払う対価に係る事項を下表に示す。

表 本事業において本市が事業者に支払う対価に係る事項

		支払の対象となる業務	支払の対象となる費用	提案金額の算定方法	実際の支払金額	支払先	支払回数	支払時期	金額の改定
本施設の整備に係る対価	清掃工場の整備に係る対価	・清掃工場の設計 ・清掃工場の建設工事 その他上記項目の関連業務を含む	設計費 建設工事費 関連業務費用 上記に係る付随費用(工事中金利含む) 建設JV利益	提案金額 = 左欄対象金額の合計 平成18年度～平成20年度の清掃工場の建設工事の出来高に応じて、各年度の支払金額を提示すること。	実際の支払金額総額 = 清掃工場の整備に係る対価の提案金額	建設JV	浜松市建設工事執行規則による。	平成18年度～平成20年度。浜松市建設工事執行規則による。	物価変動による見直しを行う。浜松市建設工事執行規則第35条による。
	水泳場の整備に係る対価	・水泳場の設計 ・水泳場の建設工事 その他上記項目の関連業務を含む	設計費 建設工事費 関連業務費用 上記に係る付随費用(工事中金利含む) 建設JV利益	提案金額 = 左欄対象金額の合計 平成18年度～平成20年度の水泳場の建設工事の出来高に応じて、各年度の支払金額を提示すること。	実際の支払金額総額 = 水泳場の整備に係る対価の提案金額	建設JV	浜松市建設工事執行規則による。	平成18年度～平成20年度。浜松市建設工事執行規則による。	物価変動による見直しを行う。浜松市建設工事執行規則第35条による。
清掃工場運営サービス購入料	清掃工場運営サービス購入料A(変動費)	・清掃工場の運営・維持管理業務(修繕更新業務を除く) その他上記項目の関連業務を含む	光熱水費(契約電力料金を除く) 燃料費 薬剤費 その他変動費(一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる)	・各年度の提案金額 = 一般廃棄物等の各年度処理量(計画値)×提案単価(円/トン) ・各支払期の提案金額 = 当該年度の提案金額÷4 ごみの種類(7種類)毎の提案単価に、ごみの種類毎の各年度処理量(計画値)を乗じ、各年度ごみの種類毎に提案金額を算定し、合計する。	実際の各支払期の支払金額 = 一般廃棄物等の各支払期処理量(実績値)×提案単価(円/トン) ごみの種類(7種類)毎の単価に、ごみの種類毎の各支払期処理量(実績値)を乗じ、ごみの種類毎に各支払期金額を算定し、合計する。	SPC	60回 (15年×年4回)	本市によるサービス購入料の支払いは、各年度四半期毎の業務に対して年4回行う。 SPCは、毎月の業務終了後7日以内に業務報告書(月報)を本市に提出する。本市は、提出された月報等に基づきSPCの適正な業務履行を確認し、月報受領後10日以内に当該確認の結果をSPCに通知する。	ごみの種類毎の単価について、物価変動による見直しを行う。
	清掃工場運営サービス購入料B(固定費)		人件費 維持管理費 契約電力料金 その他清掃工場の運営・維持管理業務に要する費用(供用開始までの業務費用含む。修繕更新費用除く。) SPC経費の清掃工場分(会社経費、公租公課、配当等含む)	各支払期の提案金額 = [左欄対象費用の運営期間中の費用合計の提案金額 - 事業者の提案する本市の余剰電力の売電収入の運営期間中の合計金額]÷支払回数	実際の各支払期の支払金額 = 各支払期の提案金額	SPC	60回 (15年×年4回)		物価変動による見直しを行う。
	清掃工場運営サービス購入料C(売電収入オフセット)			各支払期の提案金額 = 事業者の提案する各支払期の本市の余剰電力の売電収入と同等の金額	実際の各支払期の支払金額 = 実際の各支払期の本市の売電収入と同等の金額	SPC	60回 (15年×年4回)	SPCは、本市から当該四半期全ての適正な業務履行の確認を受けた場合、当該四半期の最終月の業務履行の確認の通知受領後、当該四半期の最終月の翌月の20日までに本市に対して請求書を提出する。本市は、SPCからの請求書を受領した日から30日以内にSPCにサービス購入料を支払う。	
水泳場運営サービス購入料	水泳場運営サービス購入料(固定費)	・水泳場の運営業務 ・水泳場の維持管理業務(修繕更新業務を除く) その他上記項目の関連業務を含む	人件費 維持管理費(修繕更新費用除く) 光熱水費 一般管理費 SPC経費の水泳場分(会社経費、公租公課、配当等含む)	各支払期の提案金額 = [左欄対象費用の運営期間総合計金額 - 水泳場運営における事業者の直接収入の運営期間総合計金額(水泳場施設利用料収入、提案プログラム収入、飲食・物販収入、駐車場施設利用料収入、その他収入)]÷支払回数	実際の各支払期の支払金額 = 各支払期の提案金額	SPC	60回 (15年×年4回)		物価変動による見直しを行う。
	清掃工場修繕更新サービス購入料	・清掃工場の修繕更新業務	清掃工場の修繕更新に係る費用	15年間の長期修繕計画に基づく各年度修繕更新費用について、運営期間15年を3期に分割し、各期5年間の修繕更新費用の合計を5で除することにより、5年毎の平準化を行うものとする。各期の5年間は、同一の年間支払金額となる。 各支払期の提案金額 = 当該支払期が属する年度の金額÷4回	実際の各支払期の支払金額 = 提案金額	SPC	60回 (15年×年4回)		物価変動による見直しを行う。
	水泳場修繕更新サービス購入料	・水泳場の修繕更新業務	水泳場の修繕更新に係る費用	同上	実際の各支払期の支払金額 = 提案金額	SPC	60回 (15年×年4回)		物価変動による見直しを行う。

光熱水費(電気料金, 上水料金, 工業用水料金, 下水道料金, ガス料金)についてはSPCの負担とする。

別紙 サービス購入料等の改定について

1 物価変動による改定

本市がSPCに支払うサービス購入料については、物価変動を考慮し、下表に示す方法により改定を行うこととする。改定は、毎年度行うものとし、第一四半期（4月～6月）のサービス購入料より当該年度の改定の内容を反映するものとする。

ただし、各サービス購入料について、改定後の当該支払期の金額の増減が前年度の金額に対して1%以内である場合は、改定は行わないものとする。

表 サービス購入料の改定方法

		改定の方法	
清掃工場運営サービス購入料	清掃工場運営サービス購入料A(変動費)	改定対象	n 年度各支払期の清掃工場運営サービス購入料Aの各ごみの種類毎単価(改定後) = n 年度各支払期の清掃工場運営サービス購入料Aの各ごみの種類毎単価(契約時) $\times (P_n / P_0) \times Q$ 改定後の各ごみの種類別単価は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで求める。
	清掃工場運営サービス購入料B(固定費)	改定対象	n 年度各支払期の清掃工場運営サービス購入料B(改定後) = n 年度各支払期の清掃工場運営サービス購入料B(契約時) $\times (P_n / P_0) \times Q$
	清掃工場運営サービス購入料C(売電代/タイプフィー)	非対象	
水泳場運営サービス購入料	水泳場運営サービス購入料(固定費)	改定対象	n 年度各支払期の水泳場運営サービス購入料(改定後) = n 年度各支払期の水泳場運営サービス購入料(契約時) $\times (P_n / P_0) \times Q$
修繕更新サービス購入料	清掃工場修繕更新サービス購入料	改定対象	n 年度の清掃工場修繕更新サービス購入料(改定後) = n 年度の清掃工場修繕更新サービス購入料(契約時) $\times (P_n / P_0) \times Q$
	水泳場修繕更新サービス購入料	改定対象	n 年度各支払期の水泳場修繕更新サービス購入料(改定後) = n 年度各支払期の水泳場修繕更新サービス購入料(契約時) $\times (P_n / P_0) \times Q$

P_n : ($n - 2$)年度9月～($n - 1$)年度8月の総務省消費者物価指数静岡市・総合の値の単純平均

P_0 : 平成16年9月～平成17年8月の総務省消費者物価指数静岡市・総合の値の単純平均

Q : 消費税及び地方消費税の改正による補正率。 $Q = (1 + C_0) / (1 + C_n)$

C_n : ($n - 2$)年度9月～($n - 1$)年度8月の消費税率と地方消費税率の合計の平均値

C_0 : 平成16年9月～平成17年8月の消費税率と地方消費税率の合計の平均値

P_n 及び P_0 については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めるものとする。

P_n / P_0 及び Q については、小数点第5位を四捨五入し、小数点第4位まで求めるものとする。

2 消費税及び地方消費税の改正による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の建設JV及びSPCへの支払に係る消費税及び地方消費税については、本市が改正内容にあわせて負担する。

別紙 モニタリングとサービス購入料の減額等の措置について

1 モニタリング

本市は、本施設の運営開始後 15 年間にわたり、維持管理業務及び運営業務の実施状況について、要求水準書及び事業者提案に基づいて S P C が作成し本市の承認を得た維持管理業務及び運営業務の業務計画書（以下「業務計画書」という。）に定められた水準が満たされているか確認（以下「モニタリング」という。）する。

(1) モニタリングの方法

ア 業務月報等の提出

S P C は、本市が定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し本市へ提出する。

イ 業務実施状況の確認

本市は、S P C が作成した業務報告書（月報）に基づき、定期モニタリングを行い、S P C が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、本市は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

(2) モニタリング業務の負担

モニタリングに係る業務の分担を、次に示す。

	S P C	本市
定期モニタリング	月 1 回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、日報等をもとに業務報告書（月報）を作成。	業務報告書（月報）の確認。 業務水準の評価。
随時モニタリング	-	維持管理・運営業務の遂行状況の確認。 その他、必要に応じ随時に、直接確認。

2 サービス購入料の減額方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、維持管理及び運営の対価である「清掃工場運営サービス購入料 B」、「水泳場運営サービス購入料」、「清掃工場修繕更新サービス購入料」及び「水泳場修繕更新サービス購入料」とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

モニタリングの結果、S P C の責任により、清掃工場及び水泳場が以下に示す状態に陥った場合、本市は清掃工場と水泳場各々について要求水準書等に定められた水準を S P C が満たしていない未達状況であると判断し、減額等の措置を講じる。

レベル1	<p>清掃工場について1炉のみ運転に支障がある場合。</p> <p>水泳場の一部について利用できない場合，施設の一部に支障がある場合。</p> <p>周辺環境に悪影響を及ぼしている場合</p> <p>その他要求水準書，業務計画書に定められた水準を満たしていない場合 (レベル2又はレベル3に該当する場合を除く)</p>
レベル2	<p>清掃工場について2炉の運転に支障がある場合，または清掃工場について施設の円滑な運転に重大な支障がある場合</p> <p>水泳場のゾーンのうちあるゾーンの全体が利用できない場合，施設利用者が利用する上で重大な支障がある場合，または施設の円滑な運営に重大な支障がある場合</p> <p>清掃工場又は水泳場の運営・維持管理について周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合</p>
レベル3	<p>供用が予定されている日であるにもかかわらず，清掃工場又は水泳場として施設全体が利用できない状態が24時間以上にわたり継続した場合</p> <p>清掃工場について予定されている一般廃棄物等の受入ができない場合</p>

(3) 減額等の決定過程

- ア 清掃工場と水泳場の各々について，以下の方法によりペナルティポイントを算定し，四半期のペナルティポイントの累積値に応じて，清掃工場については「清掃工場運営サービス購入料B」と「清掃工場修繕更新サービス購入料」の当該四半期の合計金額を，水泳場については「水泳場運営サービス購入料」と「水泳場修繕更新サービス購入料」の当該四半期の合計金額を減額する。
- イ レベル1の状態に陥った場合，1日につき，1ポイントのペナルティポイントをカウントする。
- ウ レベル2の状態に陥った場合，1日につき，3ポイントのペナルティポイントをカウントする。
- エ レベル3の状態に陥った場合，1日につき，10ポイントのペナルティポイントをカウントする。
- オ レベル1，レベル2，レベル3の状態に陥っていることが，モニタリング結果から明らかになった場合，本市はSPCに改善勧告（第1回）を行い，改善の方法及び改善に必要な期間の提示を求めるものとする。SPCは速やかにこれを提示する。本市がSPCの提示した改善期間が適当であると認める場合は，これを承認し，適当でないとする場合は，本市が改善期間を決定する。
- カ レベル1，レベル2の場合は，SPCは改善期間内に未達状況を改善することにより，ペナルティポイントのカウントを免れる。改善期間（第1回）を経過しても改善されない場合は，1日につき，レベルに応じてイ項からエ項に示すペナルティポイントをカウントする。レベル3の場合は，未達状況の発生の翌日を第一日目としてペナルティポイントをカウントする。

キ レベル1，レベル2又はレベル3に該当した場合であっても，明らかにSPCの責めに帰さない事由によると認められる場合には，ペナルティポイントをカウントしない。

ク 改善期間（第1回）を経過しても改善されない場合は，市は再度改善勧告（第2回）を行い，第1回目の改善勧告と同様に改善方法と改善期間の提示，承認（適当でない場合は本市が決定）を行うものとする。

ケ 改善期間（第2回）を経過しても改善されない場合は，本市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することをSPCに請求することができるものとし，その他の方法も含めて，本市とSPCで最長15日間の協議を行い，改善方法，改善期間（第3回）を決定する。

コ 改善期間（第3回）を経過しても改善されない場合は，本市は次のいずれかの措置をとることができる。

SPCとの契約を解除する。

本市が選定する第三者へのSPCの契約上の地位を譲渡させる。

（4）サービス購入料の減額の金額算定方法

ア サービス購入料支払期間（6月末日，9月末日，12月末日及び3月末日までの各四半期）における累積ペナルティポイントが一定の水準に達した場合，減額等の措置内容を以下のとおり決定し，本市は当期の確定支払額を算定する。

イ 減額は，「清掃工場運営サービス購入料B」と「清掃工場修繕更新サービス購入料」の当該四半期の合計金額については，清掃工場の四半期のペナルティポイントの累積値に応じ，また，「水泳場運営サービス購入料」と「水泳場修繕更新サービス購入料」の当該合計金額については，水泳場の四半期のペナルティポイントの累積値に応じて，行うものとする。

累積ペナルティポイント （四半期）	減額の金額算定
0～10	減額なし。
11～150	1ポイントにつき，当該四半期の支払予定額の0.2%（最大30%）を減額する。
151～250	1ポイントにつき，当該四半期の支払予定額の0.2%（最大50%）を減額する。また，市は未達状況が改善されるまで支払を留保できる。（改善された場合，減額後の金額を支払う。）
250以上	当該四半期の支払予定額の50%を減額する。また，市は未達状況が改善されるまで支払を留保できる。（改善された場合，減額後の金額を支払う。）